

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則
をここに公布する。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第4号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行
細則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第3条 -
第11条）

第3章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等（第12条 - 第
16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物
のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政
令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5
号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるも
のとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法の定めるところによる。

第2章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

（市長が別に定める機関による審査）

第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条

第 1 項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第 4 条 省令第 1 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、別表第 1 の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第 1 条第 1 項に規定する付近見取図は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 11 条に規定する都市施設が記載されている縮尺 2500 分の 1 程度の図面とする。

3 省令第 1 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第 2 の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(完了報告)

第 5 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したときは、速やかに、工事が完了した旨の報告書(様式第 1 号)の正本及び副本各 1 通に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書(様式第 2 号)の写し(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 5 条の 6 第 4 項の規定により定めた工事監理者(工事監理者を定める必要のない工事の場合にあっては、工事施工者)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認を受けたもの)

(2) 建築基準法第 7 条第 1 項又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による検査を要する建築物の場合にあっては、同法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の検査済証の写し

(3) 外壁、床及び屋根の断熱工事を行った場合にあっては、断熱材の施工状況が確認できる写真

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、工事を取りやめる旨の申出書（様式第3号）の正本及び副本各1通に省令第3条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第6条において準用する省令第3条第2項の通知書）を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（様式第4号）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 認定建築主は、省令第4条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（様式第5号）の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消し通知書（様式第8号）により認定建築主に通知するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能に係る認定等

（市長が別に定める機関による審査）

第 1 2 条 法第 3 6 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第 1 3 条 省令第 7 条第 1 項の市長が必要と認める図書は、別表第 3 の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第 7 条第 1 項に規定する付近見取図は、都市計画法第 1 1 条に規定する都市施設が記載されている縮尺 2 5 0 0 分の 1 程度の図面とする。

3 省令第 7 条第 2 項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第 2 の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(申請の取下げ)

第 1 4 条 法第 3 6 条第 1 項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第 4 号)の正本及び副本各 1 通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第 1 5 条 市長は、法第 3 6 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(様式第 6 号)により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第 1 6 条 市長は、法第 3 7 条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式第 8 号)により法第 3 6 条第 2 項の規定により認定を受けたものに通知するものとする。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分	図書の種類
<p>第3条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合</p>	<p>当該機関により交付された適合証の写し</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）</p>	<p>設計住宅性能評価書の写し</p>
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合</p>	<p>当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し</p>
<p>法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合であって、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するとき（同項ただし書の特定構</p>	<p>建築基準法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした者が交付する適合判定通知書の写し</p>

造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを同項ただし書の建築主事が審査をする場合を除く。)	
------------------------------------------------------	--

別表第2（第4条、第13条関係）

区分	図書の種類
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合	当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

別表第3（第13条関係）

区分	図書の種類
第12条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合	当該機関により交付された適合証の写し
申請に係る建築物が、法第30条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下この表において「性能向上計画認定」という。）を受けた場合	性能向上計画認定に係る省令第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この表において単に「検査済証」という。）の写し
申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定を受けた場合	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受	建設住宅性能評価書の写し

けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	
申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し

工事が完了した旨の報告書

年 月 日

亀山市長 様

住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
報告者(認定建築主)
氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了したので報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した建築士
(級)建築士()登録第 号
住 所
氏 名 印
(級)建築士事務所()知事登録第 号
所在地
名 称
- ()

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき工事が完了したことを確認した工事施工者 工事施工者の名称 建設業許可()第 号 主任(監理)技術者の氏名 印 所在地

- 5 軽微な変更の有無 有・無

備考

- 1 報告者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 ()欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合(任意で工事監理者を定める場合を除く。)に記載してください。
- 3 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書(様式第2号)の写しを添付してください。
- 4 「5 軽微な変更の有無」が「有」の場合、軽微な変更届(様式第5号)を併せて届け出てください。

様式第2号（第5条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

(級) 建築士 () 登録第 号
 住 所
 氏 名 ④
 確認者 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名 称

() { 工事施工者の名称
 建設業許可 () 第 号
 主任 (監理) 技術者の氏名 印 }

次のとおり、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部 位、材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の場 合には、その内容）
躯体の外皮性能				
空気調和設備（住 宅にあっては暖 冷房設備）				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				

() 欄は、工事監理者を定める必要のない工事の場合（任意で工事監理者を定める場合を除く。）に記載してください。

工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

亀山市長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
申出者
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめるので申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

備考 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

認定申請取下届

年 月 日

亀山市長 様

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

届出者

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第29条第1項
届け出ます。 第31条第1項 第36条第1項 の規定による認定の申請を取り下げるので

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申出）
有 無
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 取下げ理由

備考 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第5号(第8条関係)

軽 微 な 変 更 届			
年 月 日			
亀山市長 様			
		住所 届出者 氏名 印	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第4条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。			
変 更 の 内 容	工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更(6月以内の変更)	新	
		旧	
	建築物又は住戸の名義変更	新	
		旧	
	その他の変更	新	
		旧	
認定年月日及び認定番号		年 月 日 第 号	設計者 住所氏名 電話
主 要 用 途		工事種別	
建 築 場 所			
変更理由			
受 付 欄		備 考	

備考 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

認定しない旨の通知書

年 月 日

様

亀山市長

印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
規定による認定をしないこととしたので、通知します。

第30条第1項
第31条第1項の
第36条第2項

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 認定しない理由

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改善命令書

年 月 日

様

亀山市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 申請に係る建築物の位置
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

認定取消通知書

年 月 日

様

亀山市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定により認定した、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又基準適合認定建築物について、同法 第 34 条 第 37 条 の規定に基づきその認定を取り消しましたので、これを通知します。

記

- 1 認定番号
第 号
- 2 認定年月日
年 月 日
- 3 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 取消し理由

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。